

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局総務部環境政策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(五件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………八
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………三
- 准看護師試験の実施……………(福祉保健局医療政策部医療人材課)……………四
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………五
- 警察署協議会委員の委嘱…………………………六
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し…………………………六
- 東京都都営交通無料乗車券発行規程の一部を改正する規程…………………………七
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程…………………………七

- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程…………………………七
- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程…………………………八
- 東京都電車ICカード取扱規程の一部を改正する規程…………………………八
- 東京都電車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程…………………………八
- 東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程…………………………八
- 東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程…………………………八
- 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程…………………………一〇
- 東京都乗合自動車ICカード取扱規程の一部を改正する規程…………………………一〇
- 東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程の一部を改正する規程…………………………一〇
- 東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程…………………………一〇
- 深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程…………………………一三
- 東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程…………………………一三
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程…………………………一三
- 東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程…………………………一三
- 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程…………………………一四
- 東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程…………………………一四

公 告

○開発行為に関する工事完了…………………………二六

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二六

告 示

東京都告示第千二百四十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、北清掃工場建替事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

- 北区 志茂一丁目、志茂二丁目、志茂三丁目、志茂四丁目、志茂五丁目、神谷一丁目、神谷二丁目、神谷三丁目、岩淵町、赤羽一丁目、赤羽二丁目、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、赤羽西一丁目、赤羽西二丁目、赤羽西三丁目、東十条三丁目、東十条四丁目、東十条五丁目、東十条六丁目、中十条四丁目、十条仲原四丁目、王子五丁目及び豊島八丁目の区域
- 足立区 新田一丁目、新田二丁目及び新田三丁目の区域
- 埼玉県 河原町の区域
- 川口市

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎 孝明

千代田区飯田橋三丁目五番一号

三 対象事業の名称及び種類

北清掃工場建替事業

廃棄物処理施設の設置

四 対象事業の内容の概略

本事業は、北区志茂一丁目に位置する既存の北清掃工場の建替えを行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和二年十月五日から同年十一月四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 北区生活環境部環境課

北区王子本町一丁目二番十一号 三階

イ 足立区環境部生活環境保全課

足立区中央本町一丁目十七番一号

ウ 川口市環境部環境総務課

埼玉県川口市朝日四丁目二十一番三十三号 朝日環境センター・リサイクルプラザ棟三階

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和二年十一月十八日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(10)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p><工事の進行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う排出ガス】 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が15.0%、二酸化窒素43.8%である。 なお、工事の実施に際しては、環境保全のための措置を徹底することにより、大気質への影響の低減に努める。 したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられ ると考える。 ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.047mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.053ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^(注)]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う排出ガス】 予測結果は、工事用車両走行ルート(2地点)において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%以下、二酸化窒素が0.36～0.82%である。 したがって、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。 ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.041mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.043ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^(注)]</p> <p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う煙突排出ガス】 長期予測 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。寄与率は二酸化硫黄が3.11%、浮遊粒子状物質が0.38%、二酸化窒素が1.05%、ダイオキシン類が2.10%、塩化水素が17.63%、水銀が8.79%である。 なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理を行い、煙突排ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努め、大気質への影響の低減に努める。 したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられ ると考える。 ・二酸化硫黄 2%除外値 0.004ppm [環境基準 0.04ppm] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.041mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.039ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^(注)] ・ダイオキシン類 年平均値 0.031pg-TEQ/m³ [環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・塩化水素 年平均値 0.0004ppm [目標環境濃度 0.02ppm] ・水銀 年平均値 0.0022μg/m³ [指針値 0.04μg/m³]</p>

(注) 日平均値の年間98%値が0.041ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>短期予測 煙突排出ガス汚染物質のなかには短時間でも人の健康への影響が懸念される物質があることから、上層逆転層発生時について予測した。 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。また、現地調査結果による当該気象条件の年間出現頻度は0.1%であった。 したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。 ・二酸化硫黄 1時間値 0.013ppm [環境基準 0.1ppm] ・浮遊粒子状物質 1時間値 0.084mg/m³ [環境基準 0.20mg/m³] ・二酸化窒素 1時間値 0.070ppm [短期暴露指針値 0.1ppm] ・ダイオキシン類 1時間値 0.076pg-TEQ/m³ [環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・塩化水素 1時間値 0.005ppm [日標環境濃度 0.02ppm] ・水銀 1時間値 0.012μg/m³ [指針値 0.04μg/m³]</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート(2地点)において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01～0.02%、二酸化窒素が0.59～1.85%である。 したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。 ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.041mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.043ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^(注)]</p>
悪臭	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う臭気(敷地境界)】 予測結果は、敷地境界において、臭気指数10未満であり、評価の指標とした規制基準(臭気指数12)を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【施設の稼働に伴う臭気(煙突)】 予測結果は、煙突等気体排出口において、評価の指標とした規制基準を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。 ・焼却設備 臭気排出強度7.5×10⁶m³/min [規制基準2.6×10⁶m³/min] ・脱臭装置 臭気排出強度2.1×10⁶m³/min [規制基準3.1×10⁶m³/min]</p> <p>【施設の稼働に伴う臭気(排水)】 予測結果は、汚水処理設備放流槽において、臭気指数26であり、評価の指標とした規制基準(臭気指数28)を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p>

(注) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回る。 さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 47～51dB [規制基準65dB]] 夜間 42～45dB [規制基準60dB (55dB^{注1})]]</p> <p>【建設機械の稼働に伴う振動】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回る。 さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工事 72dB (敷地境界西側) [規制基準75dB] 解体・プラント工事 70dB (敷地境界西側) [勧告基準70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音】 予測結果は、工事用車両走行ルートの道路端(2地点)において、全ての地点で評価の指標とした環境基準を超えているものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は-0.2～0.0dBであり、現況と同程度と予測される。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 [環境基準70dB] 昼間 72dB</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の振動】 予測結果は、工事用車両走行ルートの道路端(2地点)において、全ての地点で評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準を下回る。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 [規制基準65dB (60dB^{注1})]] 昼間 47～51dB [規制基準60dB (55dB^{注1})]] 夜間 42～45dB [規制基準60dB (55dB^{注1})]]</p>

注) 小学校、保育所の敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う騒音】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。 さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 49dB(敷地境界東側) [規制基準60dB(55dB^{注1})]] 朝・夕 49dB(敷地境界東側) [規制基準55dB(50dB^{注1})]] 夜間 49dB(37dB^{注2}) (敷地境界東側(北側^{注2})) [規制基準50dB(45dB^{注1})]]</p> <p>【施設の稼働に伴う振動】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。 さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、基礎を強固にし、振動伝達の低減を図る等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 57dB (敷地境界南側) [規制基準65dB (60dB^{注1})]] 夜間 57dB (53dB^{注2}) (敷地境界南側(北側^{注2})) [規制基準60dB (55dB^{注1})]]</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端(2地点)において、全ての地点で評価の指標とした環境基準を超えているものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分はなく、現況と同程度以下と予測される。 ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 48～51dB [規制基準65dB (60dB^{注1})]] 夜間 43～46dB [規制基準60dB (55dB^{注1})]]</p>

注1) 小学校、保育所の敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。
注2) 小学校、保育所の敷地から、50m区域内における敷地境界のT側値の最大を示す。

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

<p>環境影響 評価項目 土壌汚染</p>	<p>評価の結論</p> <p><工事の施行中> 【土壌中の有害物質等の濃度】 既存施設の稼働中において、計画地内(21地点)の現況調査を行った範囲では、有害物質溶出量及び含有量は、全調査項目で汚染土壌処理基準を下回った。また、ダイオキシン類についても環境基準及び調査指標値を下回った。 さらに、現況調査未実施の範囲においても、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】 計画地内(2地点)の現況調査を行った結果、全調査項目で地下水中の有害物質の濃度は、環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても環境基準を下回った。 有害物質溶出量が全ての地点で環境基準を下回っており、新たに土壌が汚染されるおそれがないことから、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはないと考ええる。</p> <p>【新たな土地への拡散の可能性の有無】 現況調査を行った範囲においては、汚染土壌は生じないと予測する。また、現況調査を行えなかった範囲においても、今後、除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。</p>
-------------------------------	---

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

<p>環境影響 評価項目 地盤</p>	<p>評価の結論</p> <p><工事の施行中> 【地盤の変形の範囲及び変形の程度】 工事の施行中における掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留め壁(SMW)や鋼矢板等による山留め工法を採用する。さらに掘削工事の進捗に合わせて、必要に応じて切梁支保工を設ける等、山留め壁への土圧・水圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。したがって、掘削工事による地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化の程度】 工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の深い区域(GL約-27m)は、透水性の高い山留め壁(SMW)により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-50mまで根入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考える。 また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水位の変動を把握し、異常があつた場合には適切に対処する。 したがって、掘削工事が計画地周辺の地下水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【地盤沈下の範囲及び程度】 「地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における掘削工事等が周辺の地下水位に及ぼす影響は小さい。 また、定期的に測量を行うことにより地盤面の変位を把握し、異常があつた場合には適切に対処する。 したがって、地盤沈下が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p><工事の完了後(地下く体工事の完了後)> 【地盤の変形の範囲及び変形の程度】 計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画である。これにより地下く体工事完了後においては、山留め壁(SMW)及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものと考ええる。 したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化の程度】 地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の水位及び流況への影響は小さいと考える。 また、計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。 したがって、地下構造物の存在に起因する地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水に及ぼす影響は小さいと考える。</p>
-----------------------------	---

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
地盤	<p>【地盤沈下の範囲及び程度】 「地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における地下構造物の規模は、地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、工事の完了後における地下水の水位への影響は小さい。 したがって、地下構造物の存在に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p>
水循環	<p>＜工事の施行中＞ 【地下水の水位及び流況の変化の程度】 「地盤」の「工事の施行中」地下水の水位及び流況の変化の程度」に示したとおり、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。 ＜工事の完了後＞ 【地下水の水位及び流況の変化の程度】 「地盤」の「工事の完了後」地下水の水位及び流況の変化の程度」に示したとおり、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。 【表面流出量の変化の程度】 本事業では、貯留施設の雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出抑制量以上の対策量を確保する計画であり、雨水の表面流出量への影響は小さいと考える。</p>
日影	<p>＜工事の完了後＞ 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。 また、煙突の高さは既存と同じ（約120m）で、位置は東に10m程度移動し、日影の範囲は現況と比べほぼ変わらない。 したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さいと考える。 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は、計画地の北～西側にかけて低層の住宅がある。 住宅については、冬至日における日影時間が増加する地点があるが、計画する工場棟の高さを既存と同じに抑えることで、増加時間は最大で約80分にとどまる。 したがって、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えられると考える。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
電波障害	<p>＜工事の完了後＞ 【遮蔽障害】 計画建築物等により、一部の地域でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。 なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じることにより電波障害は解消されると考える。</p>
景観	<p>＜工事の完了後＞ 【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 本事業は、既存建築物等を建替えるものであり、計画建築物は最高高さを既存建築物と同様とし、煙突についても既存と同じ高さ約120mとする計画である。また、周辺環境に調和した色合いとし、計画建築物等の視認性を和らげ景観の質を高めることで、『北区らしい景観』にあさわしい景観構成要素になると考える。 したがって、地域景観の特性の変化は小さいと考える。 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 建替え後の工場棟及び煙突の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状にあたっては北区景観づくり計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。 【圧迫感の変化の程度】 計画する工場棟は、最高高さを既存の工場棟の高さと同様にする一方で、計画地近傍における形態率の変化は約-6.0ポイントから約11.8ポイントの範囲に留まる。 また、工場棟の色彩や形状にあたっては、北区景観づくり計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とする。さらに、工場棟周囲には高木等を配座することで、圧迫感の軽減を図る計画である。</p>

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
自然との 触れ合い 活動の場	<p><工事の完了後> 【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】 現状と同様の配置に再整備し、十分な緑地を確保する。また、新たに植栽する樹木は「北区緑の基本計画2020」に基づき、面的・線的な樹木の植栽を行い、適切に維持管理していく計画である。 したがって、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと」及び「北区緑の基本計画2020」に示されている施策を満足するものと考ええる。</p>
廃棄物	<p><工事の施行中> 【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】 既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約15.7万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。 また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。 したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p> <p><建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法【 計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約7.0万m³であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処分する。 したがって建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p> <p><工事の完了後> 【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】 施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約2.0万t/年である。 飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。埋立処分するに当たっては、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。 なお、主灰については、セメント原料化による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。 今後、セメント原料化以外の方法での廃却灰（主灰及び飛灰）の資源化について推進し、埋立処分量のさらなる削減に努める。 したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考える。</p>

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
温室効果 ガス	<p><工事の完了後> 【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】 計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみ焼却によって、約19.6万t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約5.6万t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は、約14.1万t-CO₂/年と予測する。 本事業では、ごみ発電等のエネルギー有効利用を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、高効率サーバーやLED照明の導入等によりエネルギー使用量を削減する。 したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考える。</p>

●東京都告示第千二百四十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月五日

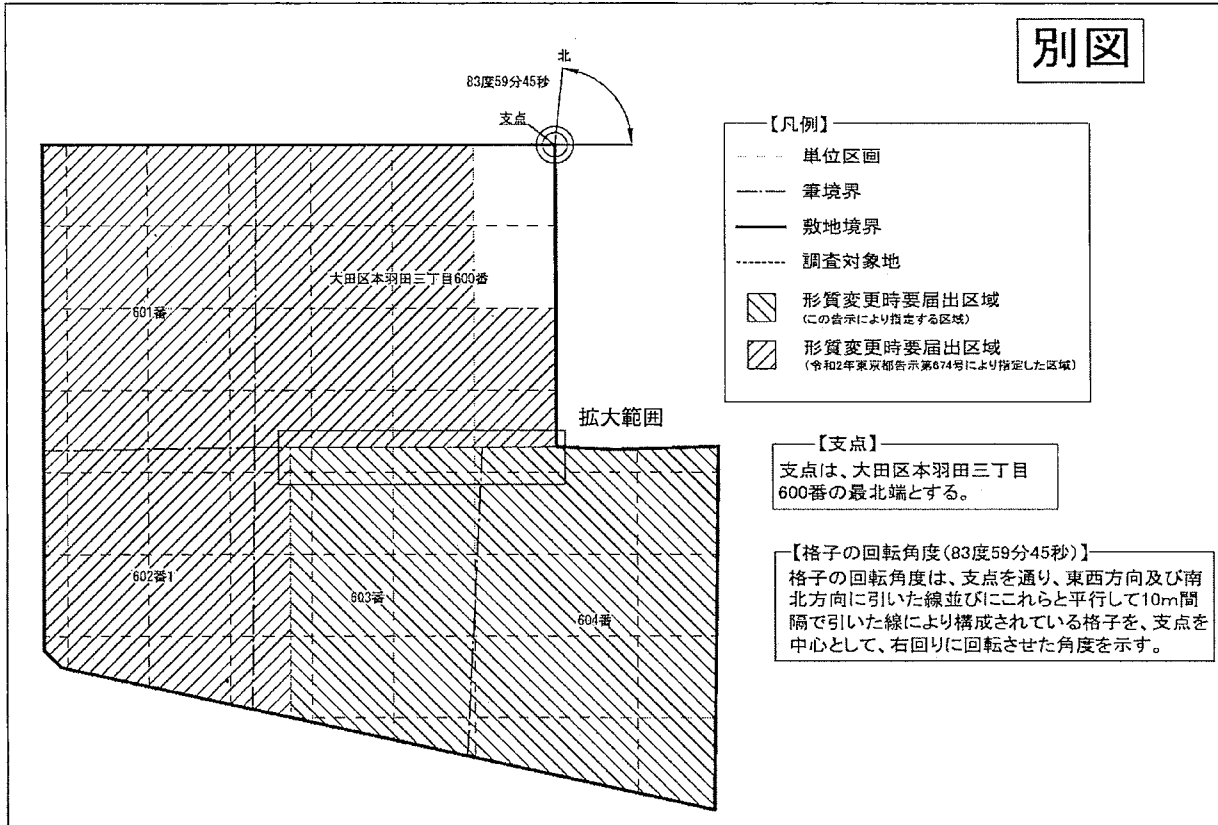
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区本羽田
三丁目地内)

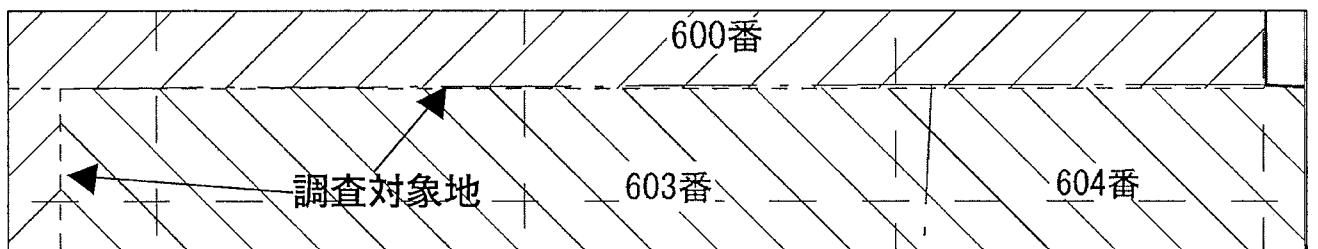
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合
物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びに
ほう素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



拡大範囲



●東京都告示第千二百四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月五日

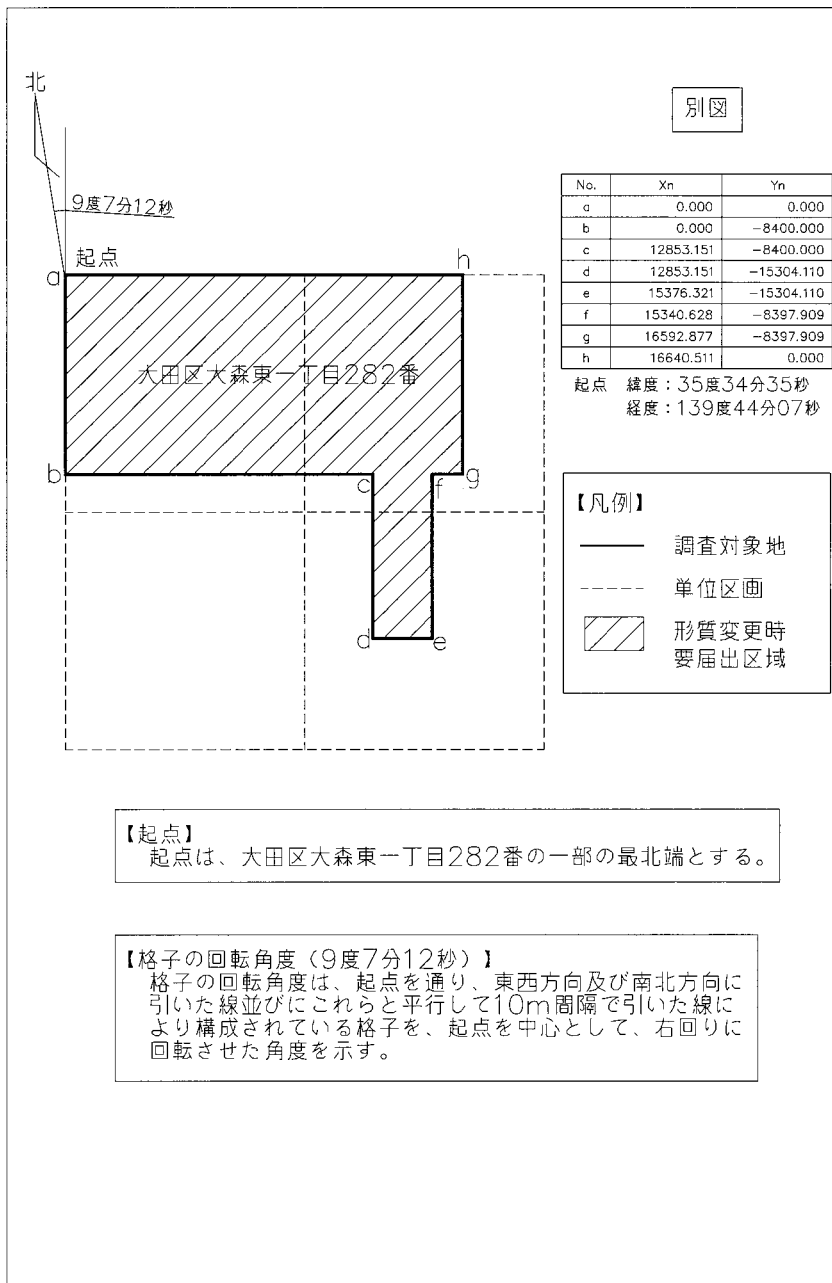
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区大森東一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千二百四十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

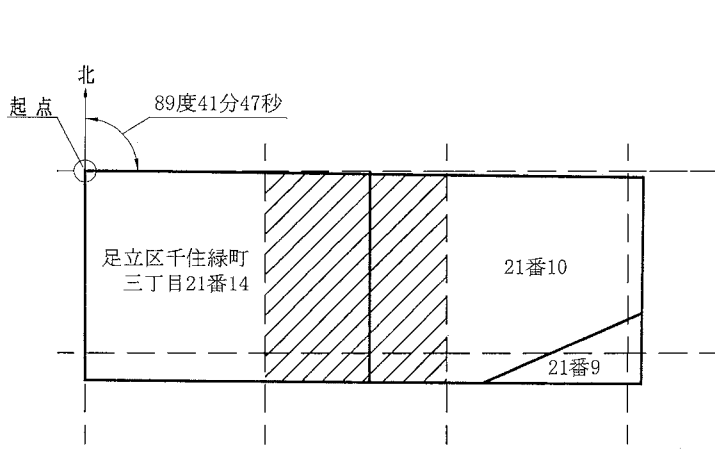
令和二年十月五日

東京都知事 小 池 百合子


一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区千住緑
町三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 トリクロロエチレン

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
-  : 形質変更時要届出区域

【起 点】

起点は、足立区千住緑町三丁目21番14
の最北端とする。

【格子の回転角度(89度41分47秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西
方向及び南北方向に引いた線並びにこ
れらと平行して10m間隔で引いた線に
より構成されている格子を、起点を中
心として、右回りに回転させた角度を
示す。

●東京都告示第千二百四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月五日

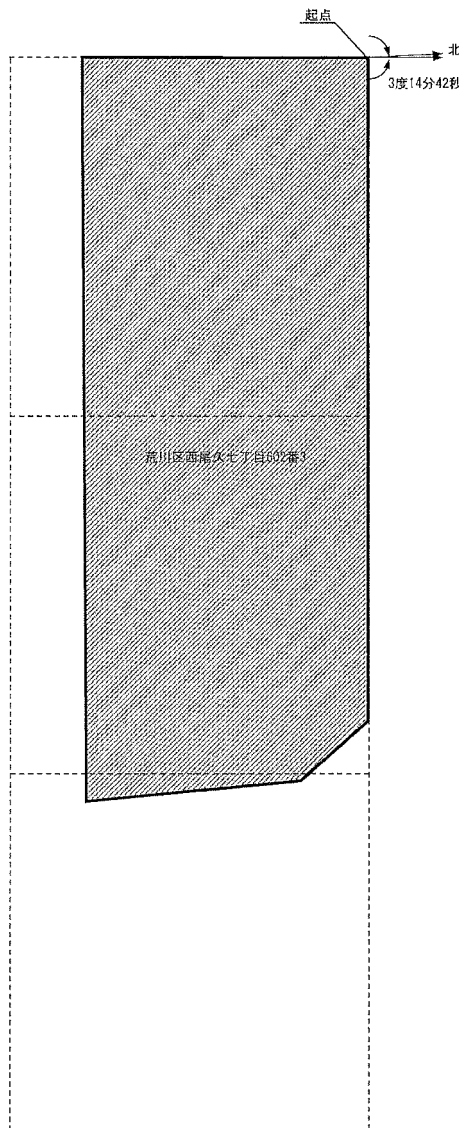
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区西尾久七丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別 図



<凡例>
 [Solid Line] 調査対象地
 [Dashed Line] 単位区画線
 [Hatched Area] 形質変更時要届出区域

<起点>
 起点は、荒川区西尾久七丁目602番3の最北端とする。

<格子の回転角度：3度14分42秒>
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百四十七号

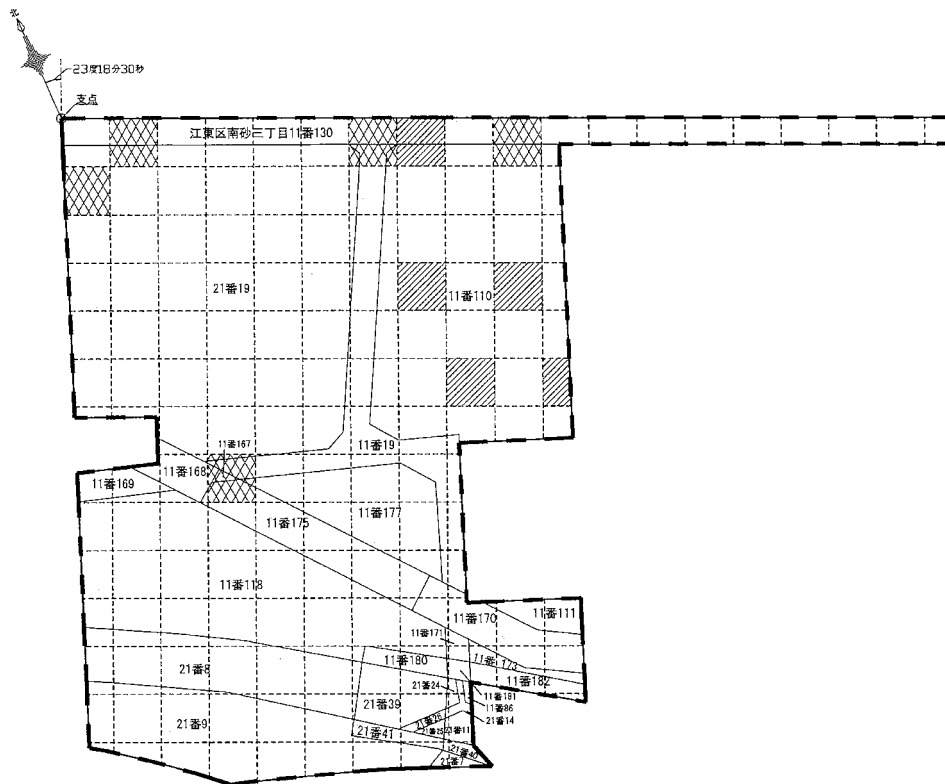
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区南砂三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画線
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第706号により指定した区域)

【支点】
支点は、江東区南砂三丁目11番130の最北端とする。

【格子の回転角度(23度18分30秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百四十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千四百五十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区矢口一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

